

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月24日

名取市長 山田 司郎

1 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工 事 番 号 第8号
- (2) 工 事 名 北釜排水ポンプ場逆止弁等修繕業務
- (3) 工 事 場 所 名取市 下増田字屋敷 地内
- (4) 工 期 契約締結の翌日から 令和7年12月19日
- (5) 入札担当課 名 取 市 総務部財政課
- (6) 工事担当課 名 取 市 建設部下水道課
- (7) 工 事 概 要 排水ポンプ場No.1、No.2逆止弁修繕 一式
排水ポンプ場No.1、No.2ボールバルブ修繕 一式
浚渫工 V=2m3
- (8) 契 約 条 件 ① 名取市契約規則による
② 契約保証金 契約金額の10%の額
③ 前 払 金 有(30%以内)
④ 支 払 方 法 出来高部分払 無(一回) 完成払
- (9) 入 札 方 法 制限付き一般競争入札(事後審査型)

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 名取市競争入札参加資格者で、次の事項に全て該当すること。
 - ① 当該対象工事に対応する工事種類について、令和7・8年度名取市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - ② 名取市登録業者に対する指名停止基準第3条第1項の規定による指名停止の期間中でない者であること。
 - ③ 当該対象工事に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による主任技術者等必要かつ適正な人員を配置することができる者であること。
 - ④ 建設業法第3条第2項に規定する機械器具設置工事の建設業者で、宮城県内に同条第1項に規定する営業所のうち本店を有する者であること。

(3) 名取市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成20年10月29日名取市告示第121号)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- ① 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- ② 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、制限付き一般競争入札参加申請書(正副2部、内1部は受付印押印後返却)を持参により提出しなければならない。ただし、事後審査型の場合は、確認書類等の申請時の同時提出は不要とする。

(1) 提出先 名取市総務部財政課契約係

(2) 提出期間 令和7年4月24日(木) から 令和7年5月8日(木) まで

※ ただし、名取市の休日を定める条例(平成元年名取市条例第16号)第1条に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。(以下、4(1)、5(1)、5(3)、10(3)において同様とする。)

4 設計図書の閲覧及び貸出

(1) 閲覧期間 令和7年4月24日(木) から 令和7年5月14日(水) まで

(2) 閲覧場所 名取市役所 4階閲覧室(財政課前エレベーター脇)及び市ホームページ上に掲載

(3) 貸出 設計図書等の貸出は、半日を限度とする。

貸出については、午前(8時30分～正午)、午後(1時～5時)の半日を単位とし、午前に貸出したものは当日正午まで、午後に貸出したものは当日午後5時まで返却するものとする。

5 設計図書に関する質問等

(1) 受付期間 令和7年4月24日(木) から 令和7年5月8日(木) 午前11時まで

* 質問は指定の用紙で社印を押印し、名取市役所4階財政課まで持参のこと。社印のない場合は無効とする。なお、質問が無い場合は、連絡不要。

(2) 受付場所 総務部財政課契約係

(3) 質問回答 令和7年5月12日(月) 午後1時から 令和7年5月14日(水) まで

閲覧室(財政課前エレベーター脇)において閲覧に供する。

* 入札参加者は、全ての質問内容を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。